

平成13年度医道審議会保健婦助産婦看護婦分科会における意見

- 看護婦国家試験に不合格となった者が、保健婦又は助産婦の試験に合格し、当該保健婦又は助産婦免許で看護業務に就業する事例が見受けられる。
- 保健婦及び助産婦の国家試験が看護婦国家試験に比べ、問題数及び時間数ともに短いため、将来看護婦として就業する意思を有しているにもかかわらず、当初から保健婦又は助産婦の試験のみを受験する者がいる。
- このような状況に何らかの対応をすべきではないか。